

1 令和元年度の児童相談所状況について

<全体状況>

児童相談所は児童福祉法第12条に基づき設置され、子どもの福祉に関する業務を行う専門的な機関として、県所管内に5か所設置されています。

(表1)は、県所管の児童人口(18才未満)、「相談受付件数」(テレホン相談を除く)と、受付けた相談の主な内訳である「養護相談」(虐待以外)、「虐待相談」、「障害相談」、「非行相談」、「育成相談」の件数について5年間の推移を表したものです。

(表1) 児童人口、相談受付件数と主な内訳

年度	所管 児童人口 *	相談 受付 件数	養護相談 (虐待以外)	虐待 相談	障害 相談	非行 相談	育成 相談
27	436,669	8,442	613	3,135	3,627	152	662
28	430,550	8,702	620	3,514	3,553	142	661
29	426,232	9,454	735	4,190	3,441	157	740
30	421,723	10,633	752	5,348	3,423	147	707
R元	416,130	12,486	879	6,704	3,691	129	752

(*所管児童人口は神奈川県年齢別人口統計調査より)

所管の児童人口減少が続いている中、「相談受付件数」は年々増え続けています。なかでも「虐待相談」の増加傾向は著しく、最多件数を更新する状況が毎年続いており、令和元年度も前年度との比較で25.3%の増加(1,356件増)となる6,704件に達しています。また、5年前(27年度)との比較では2倍を超える件数となるなど、虐待相談が全体の相談受付件数の半数を占める状況となっています。

<体罰等によらない子育てと新たな相談窓口の開設について>

児童相談所が虐待相談に対応する中で、保護者から「しつけのために子どもを叩いて何が悪い」といった話が度々きかれます。わが国においては、「しつけ」の名の下に行われる暴言・暴力といった体罰はやむを得ないといった意識が根強く存在しており、そうした行為がエスカレートする中で重篤な虐待を引き起こす事例も多くみられています。

こうしたことを踏まえ、令和元年6月に成立した児童福祉法等の一部を改正する法律において、体罰が許されないものであることが法定化され、令和2年4月より施行されています。この改正法は、保護者を罰したり、追い込むものではなく、「体罰等によらない子育て」を社会全体で推進していくことを目的としています。体罰は子どもたちが健やかに成長・発達する権利を阻害し、心身の発達に悪影響を及ぼすものです。児童相談所としても関係機関と連携し、体罰の無い社会の実現に向け、社会全体に広く啓発し、一人ひとりの意識を変えていく取り組みが求められています。

また、神奈川県においては、児童相談所の相談体制強化の一環として、令和元年10月よりSNSを活用した新たな相談窓口「かながわ子ども家庭110番相談LINE」を開設しました。無料通話アプリ「LINE」を使用した、アクセスしやすい身近な相談ツールを提供することで、親子関係や家族の悩みをいち早くキャッチし、児童虐待の未然防止に努めることを目的としています。(表2)のとおり、令和元年度は半年間の実施において477件の相談実績がありました。相談者別内訳をみると、子ども本人からの相談が121件(25.4%)を占め、同期間の電話相談(6.0%)より高い割合となっています。今後も、子どもや家族のニーズに即した気軽な相談窓口として、更なる活用が期待されています。

(表2)「かながわ子ども家庭110番相談LINE」相談者別内訳

相談経路	家族・親族	児童本人	その他・不明	計
件数	308	121	48	477